

長岡地域振興局本庁舎清掃業務委託契約書

新潟県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、長岡地域振興局本庁舎の清掃業務について、次の条項により委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、長岡地域振興局本庁舎の清掃作業を別紙「長岡地域振興局本庁舎清掃作業基準仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき乙に委託し、乙は仕様書及びこの契約書の定めるところにより誠実に作業を行うものとする。

（委託期間）

第2条 業務の委託期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 この契約に基づく業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、次のとおりとする。
金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）

（委託料の支払）

第4条 乙は、甲による業務の検査合格後に、日常清掃については当該月分の委託料の請求書を甲に提出し、定期清掃の委託料の請求書については日常清掃の請求書とは別に甲に提出するものとする。甲は適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

（経費の負担）

第5条 この契約による作業に必要な経費は、すべて乙の負担とする。ただし、作業に必要な光熱水費は、甲の負担とする。

（作業員）

第6条 作業員の指揮監督は、すべて乙において行うものとし、乙は作業員の行為については、甲に対し一切の責任を負うものとする。

2 乙は、作業員に県の庁舎管理に関する諸規定及び基準仕様書の内容を守らせなければならない。

（作業範囲及び内容の変更）

第7条 増改築及び公務上の必要等により作業範囲及び内容の変更又は仕様書の範囲を越える作業が必要となった場合には、甲乙協議の上、甲は乙に変更内容に応じた作業を実施させることが出来るものとする。

2 前項の作業の変更に伴う委託料の増減については、その都度甲乙別途協議する。

(作業員控室)

第8条 甲は、乙に長岡地域振興局本庁舎地階の清掃員控室を無償で使用させるものとする。ただし、同控室の清掃は乙の負担において行う。

(秘密の保持)

第9条 乙は、この契約の遂行により知り得た甲の業務上の一切の情報を、甲の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、この契約の遂行のためにのみ使用することとする。また、本条の規定は、この契約終了後も引き続き効力を有する。

(権利義務の譲渡禁止)

第10条 甲及び乙は、この契約上の地位並びにこの契約から生じる権利及び義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(作業完了報告書の提出)

第11条 乙は、日常清掃業務終了後に業務報告書を甲に提出し甲の検査を受けるものとする。

2 乙は、定期清掃業務終了後は、前項とは別に業務報告書及び清掃業務前後の写真を甲に提出し甲の検査を受けるものとする。

(契約に係る経費の負担)

第12条 この契約の締結に必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(資材等の負担)

第13条 甲は、各種作業の結果、不備と認められる事項について乙に通知し、甲乙協議のうえこれに対処する。ただし、作業及びそれに要する資材に関して一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(業務の遂行)

第14条 乙は、業務を行うにあたり、甲の指示に従い実施するものとする。

(損害の負担)

第15条 業務の実施により甲に損害が生じた場合、その原状回復は、乙の負担によるものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

2 乙は、業務の実施にあたり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

3 乙は、第1項の定めによる義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第 16 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたとき、又は新潟県財務規則に違反したときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

2 乙は、前項によるほか、乙の故意又は過失により、甲に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する責任を負うものとする。

(契約の解除)

第 17 条 甲及び乙は、相手方がこの契約に違反した場合、相当な期間を定めて違反の是正を書面により催告し、その期間内に違反が是正されなかったときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙の業務の履行が不完全だと認めたときは、相当な期間を定めてその是正・追完を書面により催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

3 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

(1) 乙又は作業員が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(2) その他、第 1 号に準ずる事態が生じたとき。

4 甲は、前各項の規定により契約を解除された場合において、乙に損害が生じたとしても、損害賠償の責めを負わないものとする。

第 18 条 甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく直ちに契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から 6 箇月間又は当該排除措置命令の日から 1 年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同条第 2 項及び第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から 6 箇月間又は当該課徴金納付命令の日から 1 年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(3) 乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

(5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。

2 甲は、前条又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解

除し、又は打ち切ることができる。

- (1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3 前2項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生じたとしても、甲は損害賠償の責めを負わないものとする。

（契約の変更）

第19条 本契約期間内において、契約内容に種類、数量の変更を生じた場合は、甲乙協議のうえ委託料を変更する。

（疑義等の決定）

第20条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する（本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。）。

令和8年4月1日

甲 所在地 長岡市沖田2丁目173番地2
名称 新潟県
長岡地域振興局長

乙 所在地
名称